令和６年第４回坂町議会定例会

会　議　録　（第１号）

１．招 集 年 月 日　　令和６年６月５日（水）

２．招 集 の 場 所　　坂町議会議場

３．開 会 （開 議 ）　　令和６年６月５日（水）

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１２名）

１番　折　中　　智　君	２番　岡　村　繁　範　君
３番　縫　部　逸　都　君	４番　池　脇　雅　彦　君
５番　向　田　清　一　君	６番　末　吉　克　巳　君
７番　安　竹　　正　君	８番　光　岡　美　里　君
９番　中　川　ゆかり　君	10番　柚　木　　喬　君
11番　奥　村　冨士雄　君	12番　川　本　英　輔　君（議長）

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員

　な　し

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	吉　田　隆　行　君
副　町　長	村　上　明　雄　君
教　育　長	枝　廣　泰　知　君
技　　監	錦　織　直　紀　君
総 務 部 長	車　地　孝　幸　君
民 生 部 長	藤　本　大一郎　君
教 育 次 長	宮　　香緒利　君
総 務 課 長	西　谷　伸　治　君
企画財政課長	山　本　　保　君
税務住民課長	小　路　朱　美　君
民 生 課 長	河　野　宏　明　君

保険健康課長　　中　　篤　則　君

環境防災課長　　窪　野　　稔　君

建　設　課　長　　川　上　宏　規　君

基盤整備担当課長　　古屋敷　　貢　君

都市計画課長　　松　谷　展　裕　君

学校教育課長　　見　田　容　子　君

生涯学習課長　　福　嶋　浩　二　君

会計管理者兼出納室長　　槇　尾　　伸　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　西　谷　信　樹　君

主　　事　　梅　田　勝　平　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

８．議　事　日　程

「諸般の報告」

「議　　会」

（１）議長報告

（２）総務厚生委員会報告

（３）建設文教委員会報告

（４）監査委員報告

「行　　政」

（１）町長報告

議　　事

日程第１　　「会議録署名議員の指名」

日程第２　　「会期の決定」

日程第３　　報告第２号　　「令和５年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

日程第４　　報告第３号　　「令和５年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書

について」

日程第５	報告第４号	「令和５年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」
日程第６	報告第５号	「令和５年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和６年度事業計画の報告について」
日程第７	議案第30号	「令和６年度坂町一般会計補正予算（第２号）」
日程第８	議案第31号	「令和６年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」
日程第９	議案第32号	「坂中学校エレベーター設置工事請負契約の締結について」
日程第10	議案第33号	「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和６年度契約の締結について」
日程第11	議案第34号	「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」
日程第12	議案第35号	「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」
日程第13	議案第36号	「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」
日程第14	発議第１号	「総合計画調査特別委員会の設置について」
日程第15		「一般質問」

～～～

６月に入りまして、非常に気になるのが梅雨でございます。二、三日前には異常気象ということで、全国的に大雨が降って、大変なことであったというふうにテレビ等で見させていただきましたけれども、坂町においては、雨が降ると大変気になることがあるわけでございまして、議員の皆様におかれましては、地域にそれぞれ帰られまして、しっかりと町民のために、そういった大雨対策等々を含めて、しっかり地域を見守っていただきたいと、このようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は１２名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和６年第４回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前１０時００分）

（再開　午前１０時０２分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　皆さん、おはようございます。令和６年第４回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し

上げます。

このたびの定例会では、１１件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告１　議長報告。

議長報告を行います。

去る５月２１日に令和６年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、私と奥村副議長が出席をいたしました。

研修会では、大正大学教授江藤俊昭氏による「議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」、弁護士帖佐直美氏による「ハラスメント自治体議員が注意すべきポイント」、慶応義塾大学教授谷口尚子氏による「将来の地方議会を担うのは誰か」と題し、それぞれの講演を受けました。

なお、資料については事務局に保管しておりますので、参考に供してください。

続いて、去る５月３０日に「身近な議会の集い」と題し、５年ぶりに町内４地区において議会報告会を開催いたしました。

各地区ともに多くの町民の御参加の下、初めに、議会で作成したスライドを視聴していただき、続いて、各地区の主要な事業についての説明をいたしました。

その後、意見交換会を行い、地域の問題や課題など貴重な御意見をいただきました。

また、意見箱も設置し、幅広い意見を聞くことといたしました。

以上で、報告を終わります。

報告２　総務厚生委員会報告。

安竹総務厚生委員長。

○７番（安竹　正議員）　総務厚生委員会報告をいたします。

令和６年４月１９日に委員会を開き、今年度に行う活動計画を作成いたしました。

６月１８日に委員会関係８課による所管事務調査を行うほか、７月には「議会タブレット導入事業について」、８月には「保健・福祉総合相談窓口運営事業について」、

９月には「鳥獣被害防止総合対策事業について」、１０月には「認知症ケアパス作成業務について」、１１月には「児童手当給付事業の拡充について」、１月には「窓口手続等のデジタル化推進事業について」、同月に「地域おこし協力隊の活動報告について」などを協議することとしております。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員）　報告３　建設文教委員会報告。

光岡建設文教委員長。

○８番（光岡美里議員）　建設文教委員会報告をいたします。

令和６年４月１９日に建設文教委員会を開き、今年度に行う計画を作成いたしました。

５月３１日に学校教育課から学校施設改修前の現状について、担当者の出席を求め、現地調査を行いました。

また、６月１４日に建設文教委員会関係課４課の所管事務調査を行うほか、７月には「県道坂小屋浦線について」、１０月には「循環バス土曜運行の実施状況について」、１月には「（仮称）ふるさと資料館の進捗について」など、それぞれ担当課から説明を求め、協議することとしております。

以上、建設文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員）　報告４　監査委員報告。

中川監査委員。

○９番（中川ゆかり議員）　監査報告を行います。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの２人で実施いたしました。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月出納検査を、令和６年２月分を３月２２日、令和６年３月分を４月２２日、令和６年４月分を５月２１日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（川本英輔議員）　次に、行政から報告を行います。

報告１　町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　それでは、諸般の報告をいたします。

去る４月１５日に広島県町村会町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、日本郵便株式会社から「郵便局と地方創生について」、広島県から「広島県地域公共交通ビジョンについて」の説明がありました。

去る５月１７日に広島県森林協会理事会が、５月２２日には広島県市町村振興協会理事会が、５月２８日には広島県地域振興対策協議会総会が開催され、私が出席をいたしました。

各会では、令和５年度事業報告並びに令和６年度事業計画案等が提出され、全会一致で承認されました。

また、５月中旬から下旬にかけ、東京都において各種事業の総会等が開催され、私が出席をいたしました。

５月１４日の全国道路利用者会議定時総会では、令和５年度事業報告、収支報告が行われ、引き続き、令和６年度の事業計画案、予算案が報告され、全会一致で可決されました。

総会の最後には、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に必要な予算、財源の確保等、四つの要望事項の決議案が提出され、採択されました。

５月１５日の道路整備促進期成同盟会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会では、通常総会におきまして、役員人事、令和５年度事業報告及び決算報告が承認され、道路整備事業の推進を図る旨の令和６年度事業計画案及び予算案が原案のとおり可決されました。

命と暮らしを守る道づくり全国大会では、令和６年能登半島地震などを踏まえ、既設構造物の機能強化などを推進するため、早期に強靭化実施中期計画を策定をし、必要な予算、財源を別枠で確保することなど、４項目の決議が採択され、終了後には国会議員、関係省庁への要望活動を行いました。

５月２３日の全国治水砂防協会通常総会では、令和５年度収支決算、役員改選が審議され、続いて、令和５年度事業報告、令和６年度事業計画報告等が行われ、全会一致で承認をされました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員）　以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第１２５条の規定により、議長において、６番末吉克巳議員、７番安竹　正議員、８番光岡美里議員を指名いたします。

日程第２「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１０日までの６日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から６月１０日までの６日間に決定をいたしました。

日程第３　報告第２号「令和５年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　報告第２号「令和５年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和５年度坂町一般会計補正予算（第１０号）で繰越予算の議決をいただきました三世代同居等推奨事業ほか１９件につきまして、繰り越した金額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　ちょっと数字ですけども、５年度のいわゆる６年度への繰越額、これが合算したら７億４，４００万円ぐらいあるんですね。裏表ございますけども、これ、町長にちょっと伺うのが、５年度は当初が６８億５千万円ぐらいだった

ですよね。６８億５千万円で、７億円の繰越しいうたら約１割余りが要は繰り越されるいうことで、町長もいろいろと５年度はこうするでいうて言われたことがあるんですけども、その１割いうのがやはりちょっと多いんじゃないかと思うんですけど、その辺の見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　やはりそれぞれ状況も変化をいたしておりまして、その状況に応じて予算の執行を行わなければならないというようなことが大きな要因でありまして、特段、その１割が云々とかいうようなことにはこだわっておりません。いわゆる状況判断をしながら、適切に住民の福祉力向上のために使っておるというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　結局、令和元年からちょっと、私、分析してみたんですが、令和元年、２年、３年、４年、５年と、確かにこの今の国・県支出金が令和元年とか２年は遅れ遅れに入ってきたりしましたよね。だからそれを基にやっぱりかなり繰越額が増えたいうのは事実ですよね、あの災害が起きたことによって。だけど、その当時はたしかこれを分析しましたら、２割ぐらいの繰越しが、金額にして、合算して繰越しが発生しとったんですが、今はやっぱり１割からだんだんだんだん削減していかなきゃいけんのかのと思っとるわけですよね。やっぱり国・県の支出金が遅れ遅れに入ってきたから、当時はやむを得んだったけども、今は、ある程度、新しい形でやってほしいがなと思う気持ちです。ちょっとその辺のコメントをお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　当初予算で全てが財源が確保できれば、そういうことも可能であるかも分かりません。今、国の施策の中では、補正予算を組んで、それが例えばその年度の１２月とか、あるいは、年を越して１月とか２月に配分が来るようなものがございます。それはそういう繰越しを見越しての配分というようなこともやはり頭に入れながら、予算の執行をしていかなければなりませんので、そこらのことにつきましても御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　　これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第４　報告第３号「令和５年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　報告第３号「令和５年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この事故繰越し繰越計算書は、避け難い事故のために令和５年度内に支出を終わらなかった都市防災総合推進事業２億２，５００万円につきまして、翌年度に事故繰越をいたしましたもので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　この事故繰越し計算書ですが、説明のほうでは岩盤線が浅い位置で露岩し、と説明がありましたが、これは場所はどちらになりますでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君）　お答えいたします。

こちらの事故繰越のものですが、町道植田水尻側道線の事業費でございます。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前１０時２２分）

（再開　午前１０時２２分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　川上課長。

○建設課長（川上宏規君）　お答えいたします。

こちらは町道植田水尻側道線の整備事業費でございまして、広島呉道路の４車線化

に併せてＮＥＸＣＯ西日本中国支社に委託をして工事を進めているものでございまして、今回のものについては、説明欄に書いてございますように、岩盤線が浅い位置で出たいうことから、工事が難航したということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　避けられない事故でこうした繰越しをしたということなんですけれども、この掘削の今の遅延によって、全体の工期というのはどの程度遅れるのかということをちょっとお尋ねします。

○議長（川本英輔議員）　川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君）　お答えいたします。

本来、令和６年度までの工期といたしておりましたが、昨年３月にこういった事案が発生いたしたことから、令和７年度末まで協定の工期を延ばしてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第５　報告第４号「令和５年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　報告第４号「令和５年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和５年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第３号）で繰越予算の議決をいただきました安芸衛生センターし尿前処理施設整備事業ほか２件につきまして、繰り越した金額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第６　報告第５号「令和５年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和６年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　報告第５号「令和５年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和６年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、坂町土地開発公社より令和５年度坂町土地開発公社の経営状況、令和６年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容等につきましては、松谷都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君）　それでは、令和６年５月２日に当公社の理事会におきまして御承認をいただきました令和５年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和６年度事業計画の報告につきまして、お手元の資料により御説明をさせていただきます。

資料の１ページ目をお開きください。

１ページ目は令和５年度の事業報告書でございます。

令和５年度の事業内容につきましては、１の総括事項といたしまして、（１）の用地取得事業はなかったものでございます。

（２）の用地売却事業は、坂西１丁目におきまして、県道坂小屋浦線に伴います代替地売却事業として３筆、合計２５４．２２平方メートルを２，２１４万４，３４４円で売却をいたしております。

２の経営収支の概要でございますが、収益的収入は２，２１５万６，３４４円で、収益的支出は２２万１，０５３円でございます。したがいまして、当期は２，１９３万５，２９１円の収益となっておるところでございます。

３の庶務事項につきましては、理事会等の開催状況でございます。監査を１回、理

事会を２回実施をいたしておるところでございます。

２ページ目をお願いします。

２ページ目は令和５年度損益計算書でございます。

１の事業収益は２，２１４万４，３４４円の、２の事業原価につきましては２，２１４万４，３４４円で、事業総利益はゼロ円となっておるところでございます。

３の販売費及び一般管理費につきましては２２万１，０５３円で、事業総利益ゼロ円から差し引きました事業利益につきましては、マイナス２２万１，０５３円となっておるところでございます。

４の事業外収益につきましては、預金利息の１万２千円でございます。

経常利益は事業利益と事業外収益を加えましたマイナス２０万９，０５３円になり、当期純利益は経常利益と同額のマイナス２０万９，０５３円となっておるところでございます。

次に、３ページの令和５年度貸借対照表について御説明させていただく前に、５ページをお開きください。

５ページの財産目録について御説明をさせていただきます。

普通預金につきましては、２金融機関で合わせまして６，１０３万６６円でございます。定期預金は資本金の５００万円を含めまして、２口で合計１，５００万円となっておるところでございます。

公有用地につきましては、現在、土地開発公社が保有しております土地でございますが、県道代替用地で５８６万３，４００円でございます。

また、完成土地等につきましては、森山北漁業基地の未契約分の土地といたしまして２，９６３万２，３７２円となっております。

また、借入金につきましては、ゼロ円となっております。

それでは、３ページに戻っていただきまして、令和５年度貸借対照表について御説明をさせていただきます。

まず、資産の部につきましては、先ほど御説明させていただきました普通預金、定期預金、公有用地、完成土地等の資産合計が１億１，１５２万５，８３８円となっております。

次に、負債の部で１の流動負債につきましては、（１）の預り金の８４万４，４００円は森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税となっております。

（２）の前受金の２，９６３万２，３７２円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金で、流動負債合計につきましては、３，０４７万６，７７２円となっております。

２の固定負債につきましては、借入金はございませんでしたので、負債合計につきましては、３，０４７万６，７７２円となっております。

次に、資本の部で１の資本金５００万円につきましては、当公社の資本金でございます。資産の部の固定資産に相当するものとなっております。

２の準備金につきましては、前期準備金に当期純利益を加えました準備金の合計金額につきまして、７，６０４万９，０６６円となっております。

資本金５００万円と準備金７，６０４万９，０６６円を合わせました資本の合計は８，１０４万９，０６６円で、負債資本合計は負債合計の３，０４７万６，７７２円と資本合計の８，１０４万９，０６６円を合わせました負債資本合計は１億１，１５２万５，８３８円となっており、資産合計と一致しておるところでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

４ページの令和５年度未処分利益計算書について御説明をさせていただきます。

１の当期未処分利益剰余金は前期繰越準備金、当期純利益の合計７，６０４万９，０６６円となっております。この金額は翌年度運用を図っていくための準備金となっております。

次に、６ページをお願いいたします。

このキャッシュフロー計算書は現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つとなっております。

令和５年度坂町土地開発公社の経営状況の内容につきましては以上でございますが、当公社は借入金もなく、４ページで御説明させていただきましたように、７千万円を超える準備金があるなど、良好な状態であるものと考えておるところでございます。

次に、８ページをお願いいたします。

令和６年度坂町土地開発公社の事業計画について御説明をさせていただきます。

（１）用地取得事業は、坂西二丁目地内におきまして、坂西環状線の代替地取得事業といたしまして２０４．０１平方メートル、５３７万６千円を計上しております。

（２）用地売却事業につきましては、坂西一丁目地内におきまして、代替地売却事業といたしまして７０．１平方メートル、５８８万円を計上させていただいております。

以上で、令和５年度坂町土地開発公社の経営状況並びに令和６年度事業計画の報告につきまして御説明を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員）　これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　ちょっと確認で、いつもこれを報告いただくんですが、最初に町長が言われたように、公有地の拡大の推進に関することで、坂町土地開発公社ができてるんですよね。ついては、全体の今の流れがずっとあって、令和６年度においては、８ページですよね、坂西環状線のために用地取得をするよ。また、何がしかで用地売却するよという、いわゆる坂西環状線は公有地の拡大の推進に関することにマッチしてるんかどうかいうのがちょっと分からんのいうのは、県道とかなんかの土地取得はかなりそういう意味で推進に役立ったと思うんじゃけど、今度は坂町の事業においての手助けをするいうことでしょ、坂西環状線いうのは。だから坂町土地開発公社の事業はどのように今後やっていくかいうことがちょっと分からんもんですから、私は質問とすりゃ、だから６年度のこの取得事業には事業名はあるけど、何の事業に対して買うんかいうんことが分からんかったから、今、行政のほうが言われましたけども、坂西環状線言われましたけど、どんどんどんどん坂町の土地の拡幅のために、どんどんどんどんこの坂町土地開発公社は以降もやっていこうと思ってるんかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員）　松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君）　お答えいたします。

このたびの坂西環状線の用地買収でございますけれど、１筆がありまして、道路部分につきましては、町の予算で買わせていただきます。１筆の中で余っとる残りの部分につきまして、土地開発公社のほうで買わせていただくということでございまして、この部分を、当然、道路部分は町のほうで買いますんで、予算化して、議会に上げて、議決を得て買うわけでございますけれど、そうじゃない部分につきましては、今度、売却をしたりしなければなりませんので、一応、動きやすいというか、土地開発公社のほうで買わせていただいて、そのときにまた何らかの国からの補助がついたら国のほうに売る、また、個人のほうで売れるものだったら、個人のほうに売却するというような、事業にとって行動しやすいような位置づけも一部ございます。ですから、町

と一緒になってこの事業を動いていく、また、県道に関してもそうでございますし、国の事業についても、同じようなことをしておる土地開発公社でございます。

申し訳ございません。

○議長（川本英輔議員）　よろしゅうございますか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第７　議案第３０号「令和６年度坂町一般会計補正予算（第２号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３０号「令和６年度坂町一般会計補正予算（第２号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に１億２，３２７万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を７４億２，１７９万６千円といたすものでございます。

４ページの債務負担行為補正につきましては、都市防災総合推進事業町道植田水尻側道線整備事業を計上いたしました。

地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、９ページの歳入で、国庫支出金、民生費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費及び事務費を計上いたし、土木費国庫補助金では、通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、歳出で、１２ページの民生費、社会福祉総務費では、物価高騰対応重点支援給付金を計上いたしました。

１３ページの土木費、道路新設改良費では、通学路緊急対策推進事業を計上いたし、消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策工事を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　１２ページの一番下の交付金、物価高騰対応重点支援給付金、これは先日の全協のほうで説明がございましたが、改めて質問させていただきます。

給付の開始時期とか給付額、対象人数など、詳細をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

物価高騰対応重点支援給付金の内容についてでございますが、低所得者支援として、令和６年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみの課税となる世帯に１世帯１０万円を給付するもので、さらに支給対象世帯内に１８歳以下の児童がいる場合には、子供加算として１人当たり５万円を追加で給付いたします。

なお、令和５年度に給付の対象となった世帯は対象外となります。

また、調整給付としまして、定額減税し切れない方へ税額控除し切れなかった額を給付いたします。

給付時期につきましては、７月上旬を予定しております。

なお、対象世帯数などにつきましては、非課税世帯等が２００世帯、子供加算２５人、調整給付４３０人と見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　１２ページの社会福祉士についてお伺いします。

こちらなんですが、どこの配置で、何月からになるのかというようなところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

こちらの会計年度任用職員の報酬なんですが、この４月からできました保健・福祉総合相談室の１人の社会福祉士を雇うための予算でございまして、今、募集中でございましていうところでございます。できるだけ早い時期に雇用したいと思っておりま

すので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　１３ページの一番上、保育園等給食費支援事業、これは１４ページのほうにも学校給食費支援事業とありますが、これはこの一般会計補正予算書を見れば、補助金とかないのは分かりますが、あえてちょっと質問させていただきます。

この給付支援事業、これは補助金がついているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

保育所等給食費支援事業の財源につきましては、国費がついてなくて、財源は一般財源となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　一般財源、国・県の補助金に頼らず、坂町独自でそういった保育園等、あと学校等の給食費の支援をしております。町民の皆様のためにこういった補助金を出していただき、物価高騰に伴う食材購入費の支援延長という感じで、こういった補正予算をつけていただいております。こういった思いを町長はどんな気持ちで、こういった事業を町民の皆さんのためにされたのか、そういった思いを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　私も小さい子供が３名おりまして、そういう時期はサラリーマンをしておりまして、大変な状況がございました。そういう思いも感じながら、現在、コロナ禍の中で、まだ完全にコロナが解消したというわけではありませんですし、また、働く親御さんにとりましても、いろいろな働き方と申しましょうか、雇用の在り方もあるようでございます。そういう中で、やはり子供を育てる若い世代の親御さんに少しでも町として何らかの形で支援ができればという思いで、この予算を計上させていただいたわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

安竹議員。

○７番（安竹　正議員）　１３ページの急傾斜地崩壊対策事業、この場所をちょっと伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員）　古屋敷基盤整備担当課長。

○基盤整備担当課長（古屋敷　貢君）　こちらの補正に上げております急傾斜地崩壊対策事業の箇所ですが、こちらにつきましては、水尻地区の急傾斜地崩壊対策事業の箇所に充当する予定としております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　１４ページの中段に建築確認の手数料申請業務が、要は変更という文言が２段にわたって、変更申請、変更申請とあるんですが、特に委託料が１３４万２千円ということで高額になってるんですが、この内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えいたします。

これについては、今年度、令和６年に工事実施予定をしております坂中学校エレベーター新築工事に係る実施設計でございますが、令和５年８月に業者委託をさせていただきました。その際、実施設計の制作に当たる際に、現地調査により、エレベーターの設置予定の敷地内にあるほかの工作物について、数か所、建築確認等が適正に行われてないという報告がありました。それらについて、改めて建築確認等の適正な手続を行わなければいけないという指導がございました。よって、建築確認変更申請に係る調査及び書類作成等の業務について、委託料として１３４万２千円、申請にかかる手数料としては５万円を計上させていただいております。

なお、坂中学校に新設いたしますエレベーターの建築確認につきましては、５月に議決いただきました補正第１号にて、手数料といたしまして１５万２千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　つまり１３４万２千円いうのは、何件、その建築確認が取

れてない部分があったんですか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　数か所というふうにお答えさせていただきました。というのが、建築確認されてないと思われる、工作物としては確認がありましたが、このたび改めて建築物としての確認というのが延床面積１０平米以上というものでありまして、例えば一般の倉庫でも延床平米が１０平米以上であると、建築物とみなされるということになりまして、それらの工作物が数か所、今、確認しているところでは４か所確認しておりまして、それらについて、建築物として建築確認を行いたいということで、１３４万円、ちょっと高額なんですけども、上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３０号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第８　議案第３１号「令和６年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３１号「令和６年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和６年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に３０１万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２億６，１７２万２千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、９ページの歳入で、国庫支出金及び県支出金の増額は、総務費の支出見込みにより計上いたしました。

次に、１０ページの歳出で、総務費の増額は、保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う国民健康保険システム改修委託料が主なものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

再開は１１時１０分とさせていただきます。

（休憩　午前１０時５５分）

（再開　午前１１時０８分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第９　議案第３２号「坂中学校エレベーター設置工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３２号「坂中学校エレベーター設置工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者１２社を指名をいたし、５月３０日に指名競争入札を執行いたしました結果、７，９２０万円で株式会社鴻治組に落札をいたしましたので、この契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、学校教育課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　坂中学校エレベーター設置工事の概要につきまして御説明申し上げます。

坂中学校は坂町立学校で唯一警戒レベル３、高齢者避難が発令された場合に開設する避難所であり、町民が円滑に多目的室等に避難できるようにするため、今年度、エレベーターの新設工事を行います。

設置箇所でございますが、お手元の図面を御覧ください。

災害時の速やかな避難が可能であることに加え、工事期間中にも避難を妨げることなく、また、生徒が安全に学校生活を送り、学習に支障がないよう考慮し、検討いたしました結果、図面赤枠部分の中央昇降口、生徒用下駄箱付近の中庭のスペースを利用し、既存校舎に外づけする形で設置いたします。

設備内容につきましては、１階から３階まで１５人乗りのエレベーター１基を整備するものでございます。

工期は契約締結の日の翌日から令和７年３月３１日まででございます。生徒の学校

生活や学習に支障のない夏季休業日に入ってからの工事着手を予定しておりますが、２学期始業以降も引き続き工事を実施いたしますので、工事完了まで生徒の安全確保に細心の注意を払う必要があることから、受注者に対し安全対策等の指導を行い、工事施工に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、坂中学校エレベーター設置工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　こちらの図面を見ながら質問させていただきます。

このエレベーターの設置の部分の奥に木が植樹されてある部分、花壇があるところがあると思うのですが、こちらのほうの状況の工事に伴う変化等あればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えいたします。

図面の後ろのエレベーター設置、赤枠の後ろに４個ほど花壇があると思いますが、一番赤枠のすぐそばの部分の花壇とその奥の花壇の部分においては、やはり外づけ工事で重機が入ってくるということでありますので、一部、木のほうを伐採いたしまして、そこをちょっと整地いたしまして、重機を入れて工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　一部伐採して取り壊すということなんですが、エレベーターが完成した後は、そこの修繕ですとか、もしくは、新しく何か活用するとか、そういったところはどういった御予定でしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えいたします。

今現在、坂中学校が整備されてから木のほうがかなり大きくなっております。定期的に植木の伐採等を行って、環境整備を行っているところではありますが、やはりこの花壇の中から根っこが出てしまって、危険な状態のものもありますので、そちらのほうは、生かせる木は生かしていくという形で考えていけたらいいなと思うと同時に、ここの中庭のほうも、それに伴って、整備の必要性はあるというふうに設計会社のほ

うからも御指導いただいております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前１１時１３分）

（再開　午前１１時１４分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

向田議員。

○５番（向田清一議員）　災害時には避難者が上段に上がるわけですが、電源が遮断されることも考えられるんですが、前も問題になったと思うんですが、その後、どうなったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　災害時において、エレベーターの運行ができるかどうかということなんでございますけど、今のところ、災害時に一時的でも運行するような電源のほうの貯蓄というもは現在ありません。ただ、エレベーターが何かの衝撃で一時的に停止するとか、停電におきまして停止した場合に、今、乗っている方を無事に次の一番近い階に輸送する電源は補償されております。ただ、停電時にエレベーターを動かすということになると、別に電源を設置しないといけないことになります。病院等で常にどうしても電源を貯蓄する必要がある場合であれば、貯蓄電源のほうの設置も考えるんですけども、今のところ、設置をするにもかなり高額費用がかかります。高額費用がかかって、メンテナンスのほうもかなり費用がかかるというふうに、今、聞いておりますので、今のところ、エレベーターの停電時に動かすための電源を設置するということは、ちょっと検討しておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第１０　議案第３３号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和６年度契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３３号「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和６年度契約の締結について」御説明を申し上げます。

本案件は、西日本高速道路株式会社中国支社に委託している町道植田水尻側道線の建設工事等につきまして、「（仮称）町道植田水尻側道線の設置に関する工事等細目協定」第７条第１項の規定に基づき、令和６年度契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

令和６年度の工事等委託料は９，６５８万３，７７７円でございます。

概要につきましては建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君）　それでは、（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和６年度契約の概要について御説明いたします。

町道植田水尻側道線は水尻地区の住民やベイサイドビーチ坂の利用者などが津波災

害や土砂災害時における円滑な避難、支援、復旧活動等を速やかに行うため、広島呉道路の４車線化事業に併せて西日本高速道路株式会社中国支社に委託し、整備することとしておりまして、令和３年４月に基本協定及び設計等細目協定、同年６月に工事等細目協定を締結し、事業を進めているところでございます。

このたび、工事等細目協定第７条第１項に基づきまして、令和６年度契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

令和６年度の工事箇所につきましては、別添しておりますＡ３横の参考資料１及び２を御覧ください。

緑色部分で着色しております箇所が令和６年度に施工する箇所でございます。そのうち青枠で囲んだ部分が令和６年度契約の箇所となり、囲んでない範囲が令和５年度契約の繰越し箇所でございます。

令和６年度契約の施工内容につきましては、のり枠工約１，３７０平方メートル、鉄筋挿入工約５６０本、ブロック積み工約８６０平方メートルでございます。

工事の施工期間につきましては、令和７年３月３１日までといたしまして、工事等委託費用は９，６５８万３，７７７円となってございます。

以上で、（仮称）町道植田水尻側道線の設置に伴う工事等に関する令和６年度契約の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　今回の契約ですけれども、契約の方法が随意契約ということであります。今、説明がなかったんですけども、事前にちょっとお話を聞いておりますけども、広島呉道路の４車線化事業に併せて整備をするということでの随意契約だと思いますけど、その辺りをちょっと詳しく説明してください。

○議長（川本英輔議員）　川上課長。

○建設課長（川上宏規君）　説明が足らずに申し訳ございません。

こちらにつきましては、西日本高速道路株式会社中国支社と随意契約で行っていく事業でございます。広島呉道路の４車線化事業と併せて町道の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　そういったことであるとは思っておりましたけども、要するにこの価格は適正であるというような、そういった審議はどちらでされたんでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　川上課長。

○建設課長（川上宏規君）　お答えいたします。

こちらの金額につきましては、西日本高速道路株式会社中国支社のほうから、今回の６年度契約に係る内訳書をいただきまして、そちらにつきましては、ＮＥＸＣＯさんの工事歩掛かりといいますか、そういった資料に基づきまして算出したものでございます。こちらについて、私どものほうも精査をいたしまして、この金額を決定しているものでございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　このたびの町道植田水尻側道線の件ですが、この説明資料を見ましたら、説明でありましたように、緑色の部分、のり枠のほうが先に工事着手するという話です。実際、これも説明を以前にしていただいておりますが、実際の道路のほうに着手する時期はいつ頃になるでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　川上課長。

○建設課長（川上宏規君）　お答えいたします。

令和６年度施工部分、緑の箇所が主に全体ののり面の範囲を施工をほぼほぼ完了する見込みでございますが、一部まだのり面のほうも残っておる箇所でありますとか、道路下のブロック積みでありますとか、そういった道路下の擁壁等と本線の舗装、そういったものを令和７年度に仕上げてまいる予定で完了する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第１１　議案第３４号「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３４号「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、防災行政無線の設置場所に係る住所の整理と、坂東二丁目の防災行政無線を移設したことに伴い、坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第１２　議案第３５号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３５号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、特定教育・保育施設がインターネットなどの電気通信回線により、運営規定の概要などの重要事項を掲示しなければならないとする改正が行われることに併せて改正をいたすものでございます。

特定教育・保育施設とは、財政支援を受けるために市町から確認された施設のことで、町内には保育園２園、認定こども園２園の計４園がございます。

本条例は、特定教育・保育施設を坂町で運営する場合の基準を定める条例でございます。現在、町内にある園につきましては、各法人において、ホームページなどにより園の情報を掲載しているところではありますが、国の基準の改正に併せて改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　このたびの坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、これ、資料のほうを見せてもらって、いろいろ難しいことが書いてあります。重要事項で自動公衆送信、直接受信されることを目的とか、そういったことが書いてありますが、これ、要は保育園のホームページのほうで重要事項を必ず掲示しなければならないと、そういったことでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

保育施設等がインターネットなどを用いて、運営基準等をホームページに掲載するということで、基本的には保育理念、保育指針等、あと施設の概要というのをホームページのほうへ載せるようになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これより、議案第３５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第１３　議案第３６号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第３６号「坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明申し上げます。

この議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、保育所等における職員配置基準の見直しがあり、３歳児は２０対１から１５対１、４歳児及び５歳児は３０対１から２５対１とする改正が行われることに併せて改正をいたすものでございます。

家庭的保育事業等とは、主に都市部で待機児童の解消を図るために実施される事業で、６人から１９人までの子供を預かる「小規模保育事業」、５人までの子供を預かる「家庭的保育事業」、事業所の従業員の子供に加えて地域の子供を預かる「事業所内保育事業」、子供の居宅に訪問して保育を行う「居宅型訪問事業」の四つがございます。

本条例は、家庭的保育事業等を坂町で運営する場合の基準を定める条例でございます。現在、坂町にはこの家庭的保育事業等を実施している施設はございませんが、国の基準の改正に併せて改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これから、議案第３６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第３６号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第１４　発議第１号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

安竹議員。

○７番（安竹　正議員）　発議第１号「総合計画調査特別委員会の設置について」御説明をいたします。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第５条の規定に基づき、社会経済情勢により新たに生じる行政課題に適切に対応するため、令和６年度議員研修及び他の市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものでございます。

委員は議員全員で、調査期間は調査が終了するまでの間とし、議会閉会中もなお開会することができることといたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員）　本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第１号を採決します。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

発議第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は１２人です。坂町議会委員会条例第６条第２項の規定により、全議員１２人を委員に指名いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

全議員１２人を委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前１１時３７分）

（再開　午前１１時３７分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に安竹　正議員、副委員長に光岡美里議員が選任されました。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会とします。

再開は、６月７日午前１０時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君）　皆様、御起立をお願いいたします。

（起　立）

○議会事務局長（西谷信樹君）　互礼。

（延会　午前１１時３８分）